

令和4年度

**「空き店舗及び空家利活用事業補助金」募集中！**

西会津町では空き店舗及び空家を利活用し、町内経済の活性化に寄与し空家等の利活用モデルケースとなるような新規事業を起こす方に向けて補助金を支給しています。

長期間使用されていない店舗や長期間誰も住んでいない住宅等を利活用し新規事業を開始しようとする際に、改修にかかる費用や運営にかかる事業経費などを補助しています。

**応募期間：令和4年4月1日(金)～令和4年7月31日(日)****応募対象者：以下要件を全て満たす方を対象とします**

- ①町税等の未払いの無い方
- ②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない方
- ③西会津町内の空き店舗及び空家を賃借又は購入した方
- ④西会津町主催の創業セミナー(創業塾)を受講済み又は今年度中の受講が確約できる方
- ⑤空き店舗及び空家において、新規創業し自ら経営する事業又は既存事業とは別分野で新規企画し自ら経営する事業(第二創業)を実施する方
- ⑥過去に本補助金の交付を受けたことが無い方

**補助率：補助対象経費の3分の2****補助金額：最大100万円****※補助対象事業、補助対象経費等の詳細は「募集要項」をご覧ください。**

西会津町役場 商工観光課 地域振興係

TEL:0241-45-2213

FAX:0241-45-2241

MAIL:tiiki@town.nishiaizu.fukushima.jp

必読！！

## 「空き店舗」と「空家」の定義について

本補助金制度における、空家と空き店舗の定義は以下の通りとなっています。

元●●氏住宅

空家

1年以上使用されていない（居住実態がない）建築物

元●●商店

空き店舗

6ヶ月以上営業目的に利用されていない（営業実態がない）店舗

既に営業している店舗や既に居住している家屋は「空き店舗」「空家」としての要件を満たしませんので、本補助金の対象外となります。

空家を取得する際に、このことを念頭において慎重にご契約を進めてください。